

平成28年度

十勝管内市町村の普通会計決算の概要(修正版)

平成30年2月

十勝総合振興局地域創生部地域政策課

目次

十勝管内市町村の普通会計決算の概要（修正版）

2	決算収支	1
3	歳入	2
4	歳出	4
5	健全化判断比率	
	（1）実質赤字比率	6
	（2）連結実質赤字比率	6
	（3）実質公債費比率	6
	（4）将来負担比率	7
6	経常収支比率	8
7	地方債現在高	10
8	積立金現在高	10

【資料1】

十勝管内市町村の財政状況（平成28年度決算）

【資料2】

健全化判断比率の状況（平成28年度決算）

【資料3】

用語解説

平成28年度十勝管内市町村決算の状況

1 決算規模

十勝管内19市町村（1市、16町、2村）の普通会計の決算額は次のとおりである。

- 歳入 2,471億94百万円（前年度2,414億98百万円）
- 歳出 2,417億10百万円（前年度2,360億68百万円）

平成27年度と比較すると、歳入は56億96百万円の増（2.4%）、歳出は56億42百万円の増（2.4%）となっている。

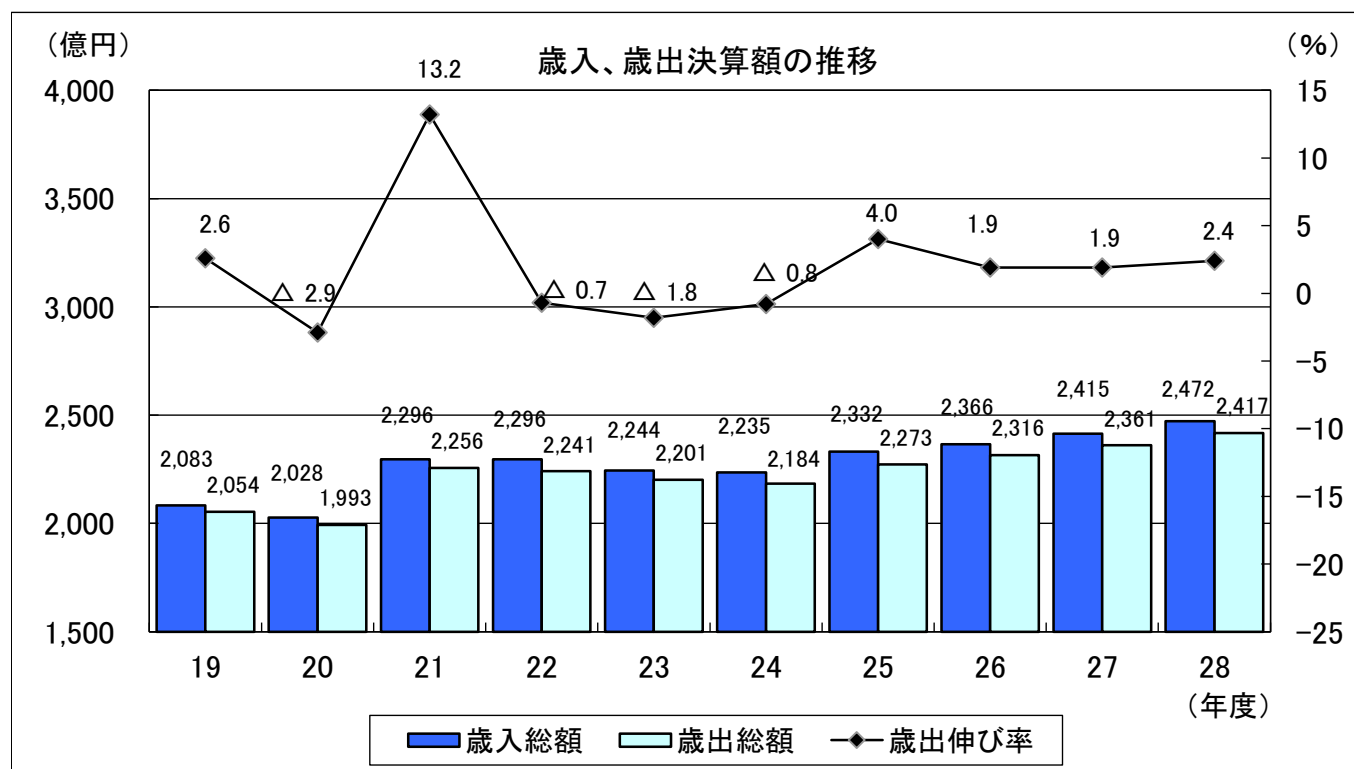
区分	平成28年度	平成27年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	2,471億94百万円	2,414億98百万円	56億96百万円	2.4%	2.1%
歳出総額	2,417億10百万円	2,360億68百万円	56億42百万円	2.4%	1.9%
差引(形式収支)	54億84百万円	54億30百万円	54百万円	1.0%	7.6%
実質収支	43億11百万円	46億23百万円	3億12百万円	△6.7%	5.0%

2 決算収支

歳入歳出差引額（形式収支）は54億84百万円の黒字となっている。

形式収支から繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、43億11百万円の黒字となっている。

なお、前年度に引き続き、実質収支は管内19市町村全て黒字となっている。



3 歳入

歳入決算額の特徴は、次のとおりである。

- ① 地方交付税は0.1%増加し、地方交付税の振替である臨時財政対策債は19.0%減少しており、地方交付税と臨時財政対策債の合計では、1.6%の減少となっている。
- ② 地方譲与税等は、地方消費税交付金の減少などにより、6.3%の減少となっている。
- ③ 地方債は、臨時財政対策債の減少などにより、12.1%の減少となっている。

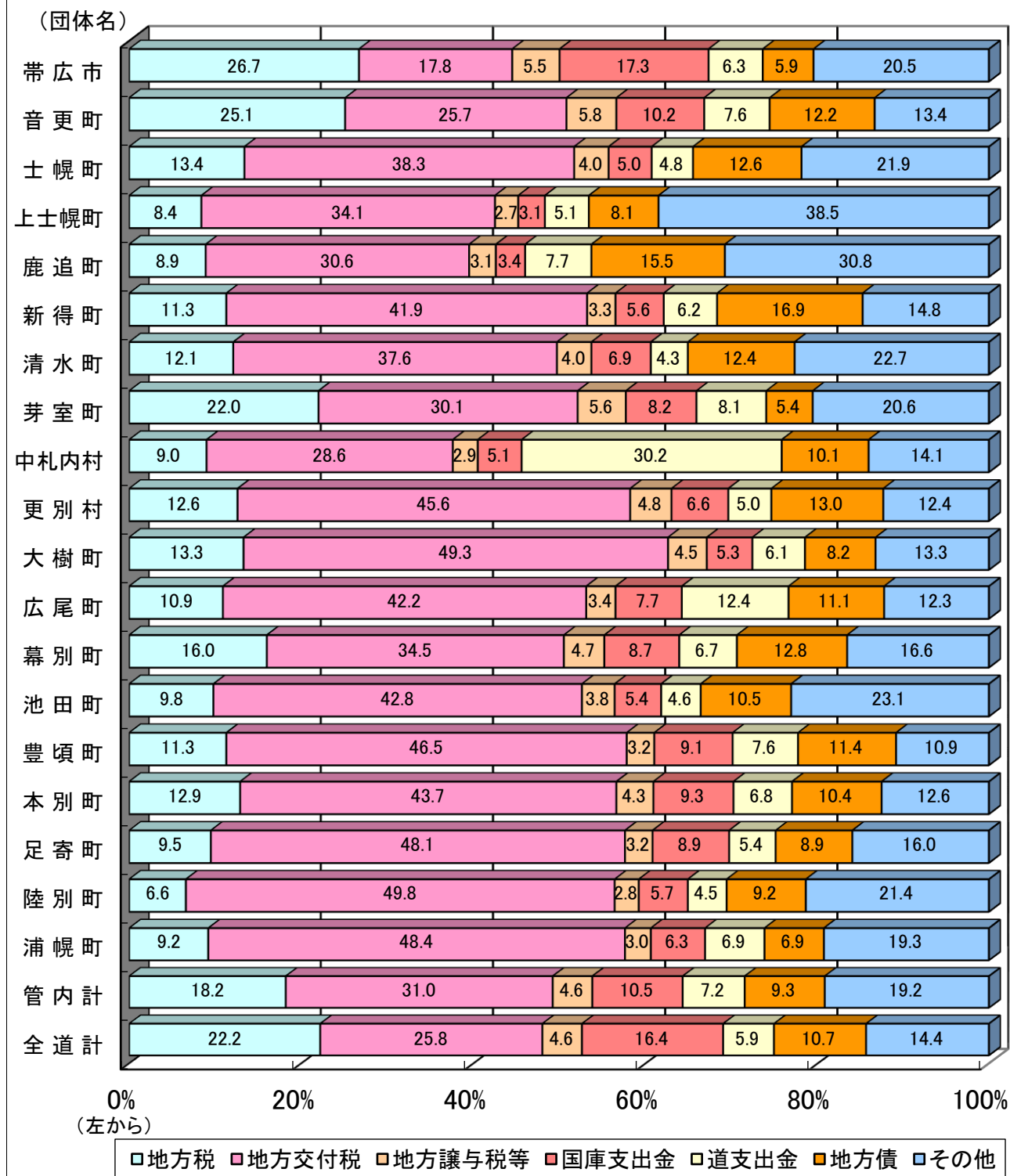
歳入決算額の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
地 方 税	44,882	18.2	43,532	18.0	1,350	3.1
うち市町村民税	20,595	8.3	19,797	8.2	798	4.0
個 人 分	16,906	6.8	16,145	6.7	761	4.7
法 人 分	3,689	1.5	3,652	1.5	37	1.0
うち固定資産税	18,645	7.5	18,213	7.5	432	2.4
地方交付税	76,742	31.0	76,636	31.7	106	0.1
地方譲与税等	11,327	4.6	12,087	5.0	△ 760	△ 6.3
小計(一般財源)	132,951	53.8	132,255	54.8	696	0.5
国庫支出金	25,926	10.5	24,724	10.2	1,202	4.9
道支出金	17,754	7.2	17,484	7.2	270	1.5
地 方 債	22,984	9.3	26,139	10.8	△ 3,155	△ 12.1
うち臨時財政対策債	6,213	2.5	7,672	3.2	△ 1,459	△ 19.0
そ の 他	47,579	19.2	40,896	16.9	6,683	16.3
合 計	247,194	100.0	241,498	100.0	5,696	2.4

- (注) 1 地方譲与税等には、「地方譲与税」の他「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「自動車取得税交付金」、「地方特例交付金」を含んでいる。
 2 国庫支出金には、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含んでいる。
 3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

平成28年度歳入決算額の構成比



管内平均の歳入決算額の構成比を見ると、地方税の占める割合は18.2%であり、全道平均22.2%と比べ、4.0ポイント下回っている。

これに対して、地方交付税の占める割合は、31.0%であり、全道平均25.8%に比べ、5.2ポイント上回っている。

4 歳出

歳出決算額の特徴は、次のとおりである。

- ① 災害復旧事業費は台風被害による復旧費により、大幅に増加している。
- ② 普通建設事業費は畜産競争力強化緊急整備事業等の畜産に係る事業の減少により、6.2%減少している。
- ③ 投資、出資、貸付金は水道事業会計出資金等の減少により、5.4%減少している。

歳出決算額（性質別）の状況

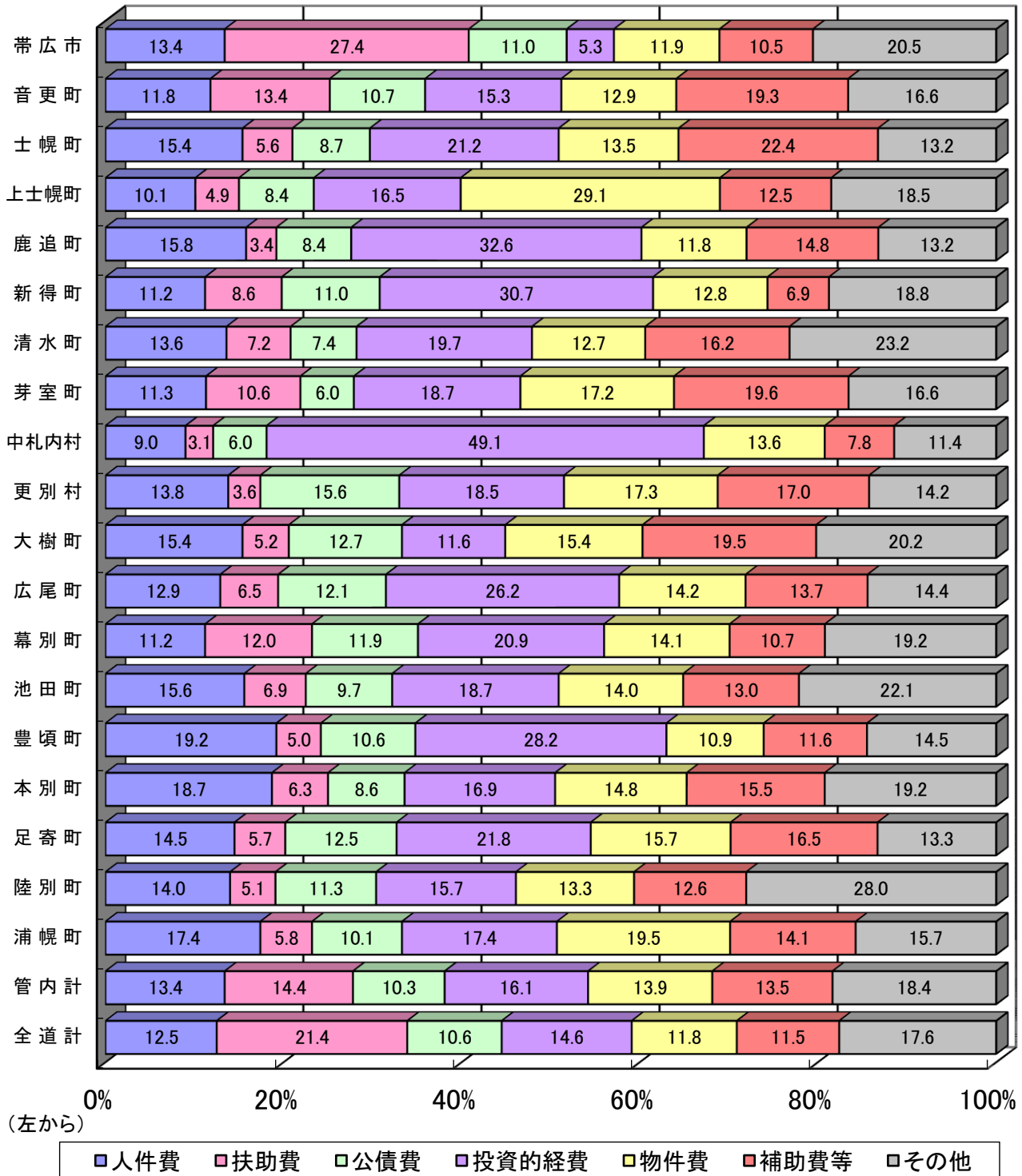
（単位：百万円、%）

区 分	平成28年度		平成27年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
義務的経費	92,077	38.1	89,598	38.0	2,480	2.8
人件費	32,407	13.4	32,324	13.7	83	0.3
扶助費	34,765	14.4	32,440	13.7	2,325	7.2
公債費	24,905	10.3	24,834	10.5	72	0.3
投資的経費	38,875	16.1	37,261	15.7	1,614	4.3
普通建設事業費	34,818	14.4	37,120	15.7	△ 2,302	△ 6.2
うち補助事業費	15,489	6.4	19,138	8.1	△ 3,649	△ 19.1
うち単独事業費	19,329	8.0	17,982	7.6	1,347	7.5
災害復旧事業費	4,031	1.7	110	0.0	3,921	3552.9
失業対策事業費	25	0.0	31	0.0	△ 5	△ 16.8
その他経費	110,757	45.8	109,210	46.3	1,547	1.4
物件費	33,709	13.9	32,231	13.7	1,478	4.6
維持補修費	4,935	2.0	4,728	2.0	207	4.4
補助費等	32,605	13.5	31,830	13.5	775	2.4
投資、出資、貸付金	14,172	5.9	14,978	6.3	△ 806	△ 5.4
繰出金	17,135	7.1	17,332	7.3	△ 197	△ 1.1
積立金	8,201	3.4	8,112	3.4	90	1.1
合計	241,710	100.0	236,068	100.0	5,642	2.4

- (注) 1 「うち補助事業費」には、補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費のうち補助事業費が含まれている。
 2 「うち単独事業費」には、単独事業費、同級他団体施行事業負担金、道営事業負担金、受託事業費のうち単独事業費が含まれている。
 3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

(団体名)

平成28年度歳出決算額の構成比



管内平均の歳出決算額の構成比を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の占める割合は38.1%であり、全道平均44.5%と比べ、6.4ポイント下回っている。

また、投資的経費の占める割合は16.1%であり、全道平均14.6%と比べ、1.5ポイント上回っている。

5 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字が発生している市町村はない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字が発生している市町村はない。

十勝管内市町村の普通会計決算の概要（修正版）

(3) 実質公債費比率

管内市町村の平均値は8.3%（加重平均）となっており、前年度に比べ0.3ポイント下降している。

なお、地方債の許可団体となる18%以上の団体はない。

（単位：％）

団体名	H28年度決算	【参考】 H27年度決算	比較
帯広市	8.5	8.9	△ 0.4
音更町	10.0	10.3	△ 0.3
士幌町	3.7	3.9	△ 0.2
上士幌町	5.0	5.2	△ 0.2
鹿追町	8.0	7.6	0.4
新得町	6.3	5.5	0.8
清水町	6.9	7.9	△ 1.0
芽室町	4.8	5.5	△ 0.7
中札内村	4.9	5.0	△ 0.1
更別村	7.2	6.8	0.4
大樹町	9.5	9.9	△ 0.4
広尾町	7.9	7.9	0.0
幕別町	12.7	13.3	△ 0.6
池田町	9.5	9.7	△ 0.2
豊頃町	8.9	9.0	△ 0.1
本別町	8.7	9.5	△ 0.8
足寄町	8.6	8.7	△ 0.1
陸別町	6.8	6.6	0.2
浦幌町	9.7	10.8	△ 1.1
町村平均	8.2	8.4	△ 0.2
管内平均	8.3	8.6	△ 0.3

(4) 将来負担比率

管内市町村の平均値は33.8%（加重平均）となっており、前年度に比べ0.3ポイント増加している。

なお、早期健全化基準である350%以上の団体はない。

(単位：%)

十勝管内	団体名	H28年度決算	【参考】 H27年度決算	比較
	帯広市	112.0	105.3	6.7
	音更町	56.4	53.3	3.1
	士幌町	-	-	-
	上士幌町	-	-	-
	鹿追町	-	-	-
	新得町	-	-	-
	清水町	25.6	28.1	△ 2.5
	芽室町	-	-	-
	中札内村	-	-	-
	更別村	-	-	-
	大樹町	22.9	33.9	△ 11.0
	広尾町	93.4	105.1	△ 11.7
	幕別町	115.0	119.0	△ 4.0
	池田町	98.7	113.5	△ 14.8
	豊頃町	-	-	-
	本別町	20.1	20.6	△ 0.5
	足寄町	-	-	-
	陸別町	-	-	-
	浦幌町	-	-	△ 4.6
	町村平均	-	0.1	皆減
	管内平均	33.8	33.5	0.3

(注) 「-」は将来負担比率が発生していないことを示す。

6 経常収支比率

管内市町村の経常収支比率の平均値は85.6%（加重平均）となっており、前年度の83.6%に比べ2.0ポイント増加しており、全道平均の90.3%に比べ、4.7ポイント下回っている。

また、平成19年度と比較した場合、この10年間で1.6ポイント下降している。

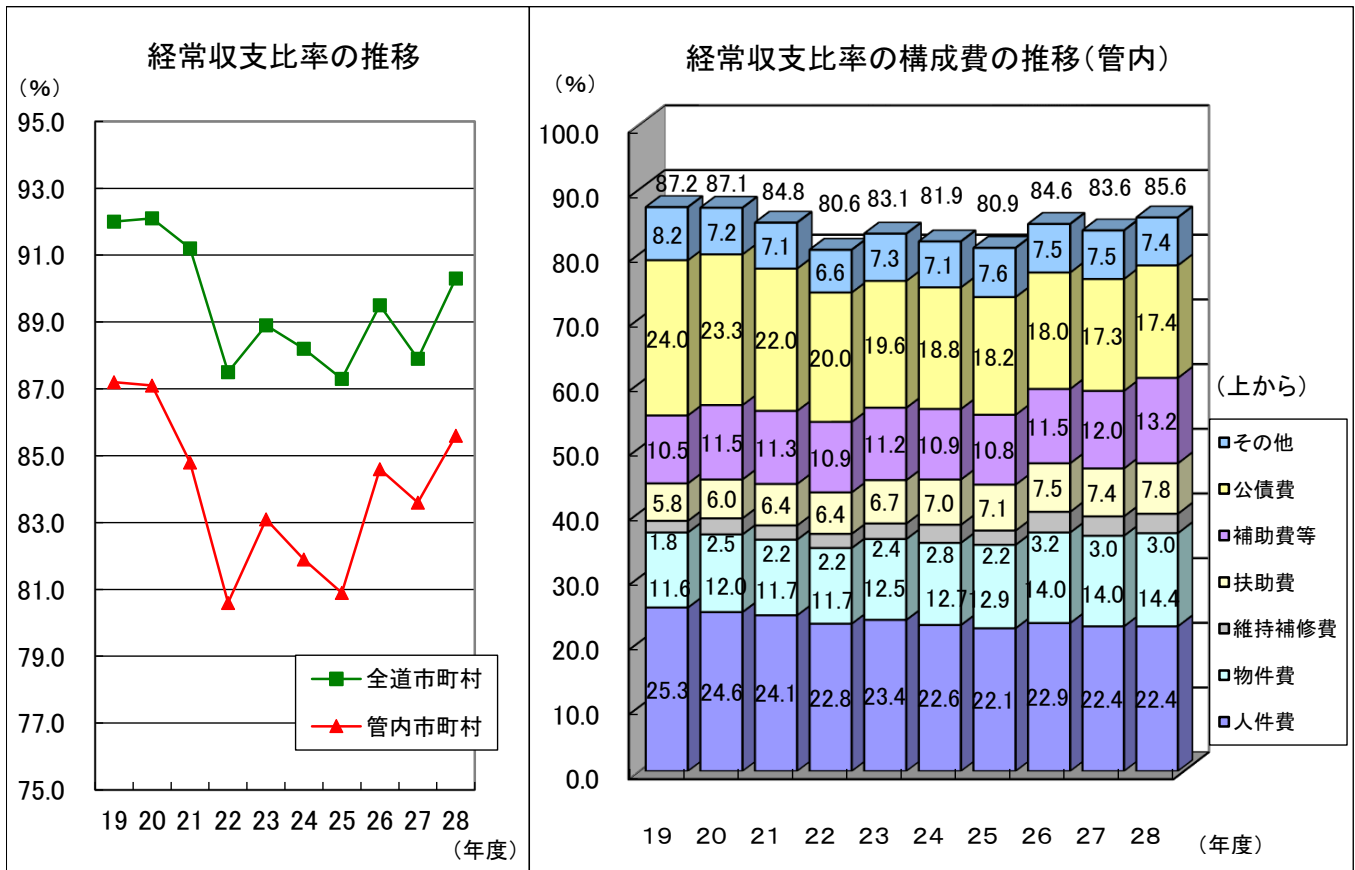
経常収支比率の推移

十勝管内市町村の普通会計決算の概要（修正版）

（年度、%）

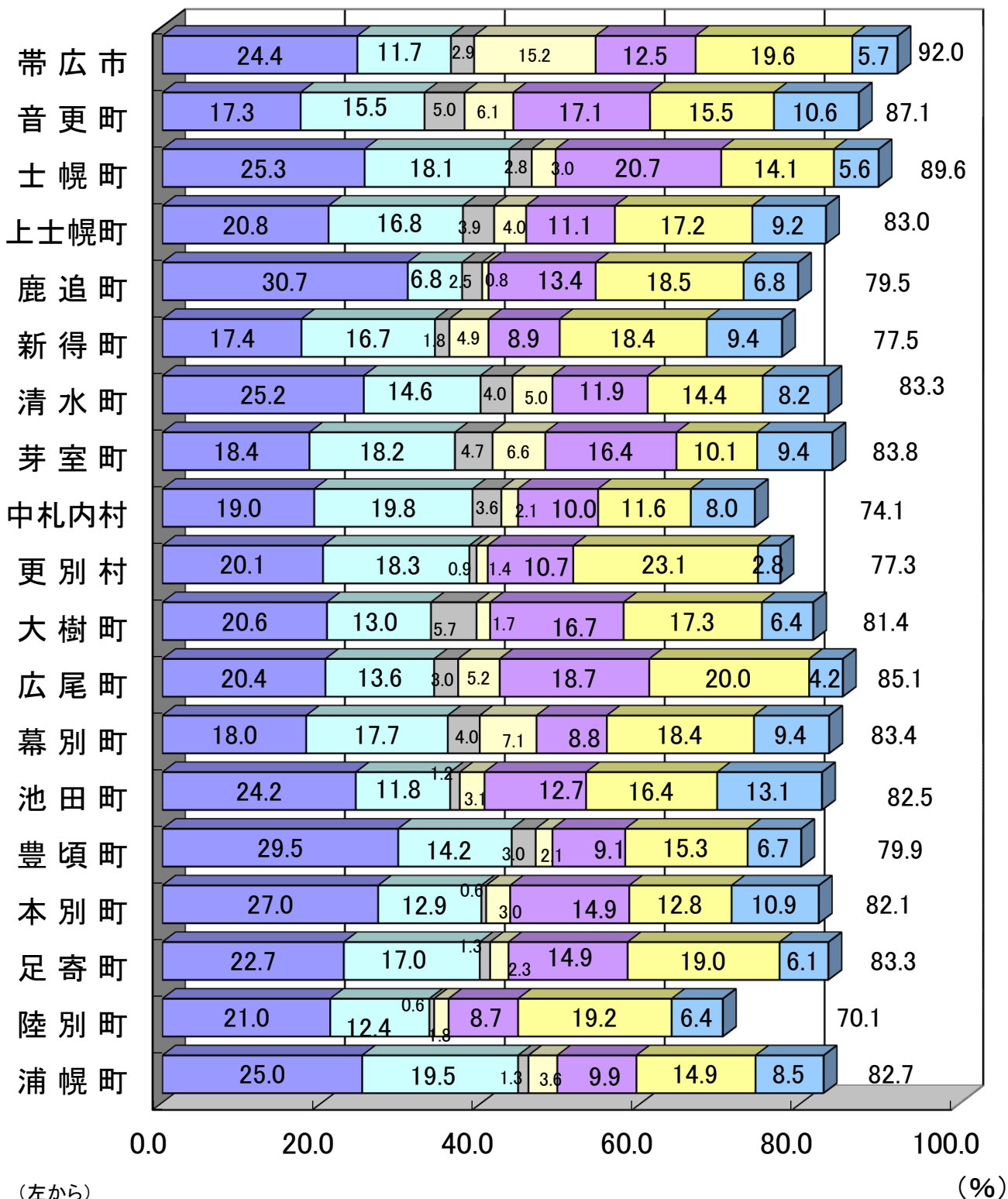
区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
管内市町村	87.2	87.1	84.8	80.6	83.1	81.9	80.9	84.6	83.6	85.6
うち人件費	25.3	24.6	24.1	22.8	23.4	22.6	22.1	22.9	22.4	22.4
うち扶助費	5.8	6.0	6.4	6.4	6.7	7.0	7.1	7.5	7.4	7.8
うち公債費	24.0	23.3	22.0	20.0	19.6	18.8	18.2	18.0	17.3	17.4
全道市町村	92.0	92.1	91.2	87.5	88.9	88.2	87.3	89.5	87.9	90.3
うち人件費	25.2	24.7	24.1	22.6	22.8	21.9	21.2	21.4	21.0	21.1
うち扶助費	8.8	8.8	9.1	9.6	9.8	10.3	10.3	10.8	10.5	11.1
うち公債費	23.4	23.8	22.7	21.2	20.5	19.9	19.3	19.2	18.3	18.5

（注） 加重平均である。



平成28年度経常収支比率の構成比(管内)

(団体名)

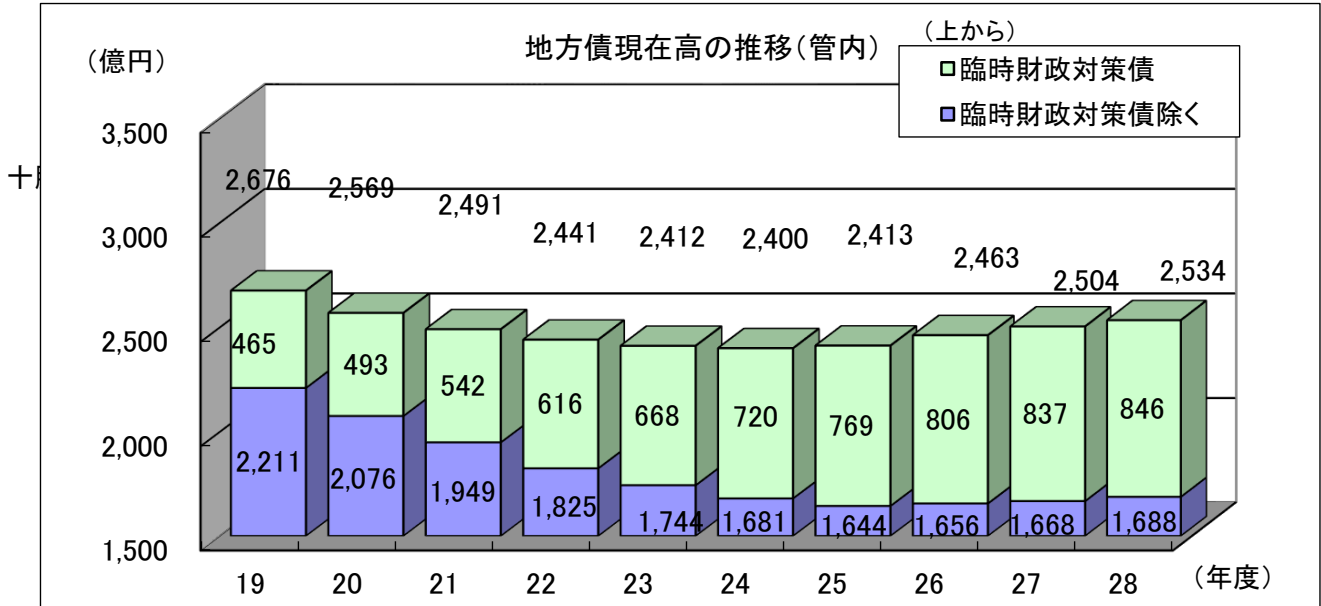


(左から) ■人件費 □物件費 □維持補修費 □扶助費 □補助費等 □公債費 □その他

7 地方債現在高

管内市町村の平成28年度末地方債現在高は、2,534億39百万円で前年度末(2,504億24百万円)と比べ30億15百万円、1.2%増加している。

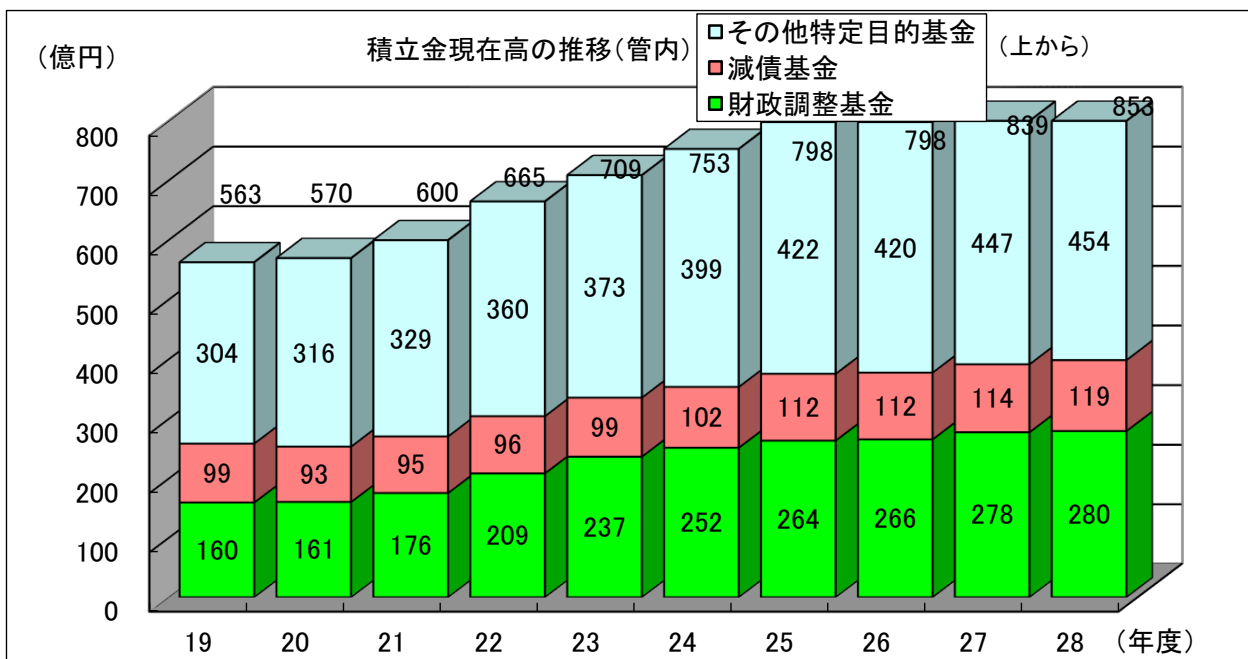
主な要因は、災害復旧事業債の発行額の増加などである。



8 積立金現在高

管内市町村の平成28年度末積立金現在高は、852億67百万円で前年度末(838億75百万円)と比べ13億92百万円、1.7%増加している。

その他特定目的基金が増加している。



十勝管内市町村の財政状況（平成28年度決算）

資料1

（単位：千円、％）

団体名	住基人口 H29.1.1	財政力 指数	標準財政 模数	歳入総額	歳出総額	実質収支	経常収支比率			地方債残高	債務負担 行為残高	積立金残高	
							うち人件費	うち扶助費	うち公債費				
帯広市	168,096	0.573	40,675,015	82,280,851	81,898,503	367,088	92.0	24.4	15.2	19.6	93,288,999	29,335,099	4,598,597
音更町	45,238	0.487	11,745,714	20,459,458	19,952,989	433,447	87.1	17.3	6.1	15.5	20,884,873	3,070,363	5,054,864
士幌町	6,236	0.266	4,377,422	8,373,612	8,108,414	241,843	89.6	25.3	3.0	14.1	7,430,670	61,869	5,365,326
上士幌町	4,917	0.212	3,855,647	9,106,950	8,452,808	454,884	83.0	20.8	4.0	17.2	7,343,758	78,746	7,440,059
鹿追町	5,559	0.243	3,887,039	9,160,731	8,757,744	361,950	79.5	30.7	0.8	18.5	7,555,344	38,901	3,963,057
新得町	6,309	0.230	4,597,200	8,663,769	8,399,457	176,542	77.5	17.4	4.9	18.4	7,277,040	89,376	6,142,838
清水町	9,741	0.303	4,887,972	10,684,603	10,344,641	163,535	83.3	25.2	5.0	14.4	8,854,052	2,353,783	3,392,646
芽室町	18,918	0.433	7,237,842	13,257,275	12,984,168	176,965	83.8	18.4	6.6	10.1	8,308,333	2,255,891	3,799,937
中札内村	3,977	0.257	2,612,257	6,833,037	6,686,937	133,404	74.1	19.0	2.1	11.6	4,497,461	821,342	3,755,236
更別村	3,266	0.230	2,895,026	4,754,163	4,574,924	157,962	77.3	20.1	1.4	23.1	4,271,080	969,454	5,114,954
大樹町	5,737	0.216	4,295,917	6,714,716	6,458,307	196,281	81.4	20.6	1.7	17.3	7,781,032	243,657	3,518,010
広尾町	7,179	0.212	4,761,992	8,793,514	8,577,079	210,794	85.1	20.4	5.2	20.0	13,411,015	203,735	2,823,977
幕別町	27,269	0.337	9,476,984	17,388,093	17,015,966	316,926	83.4	18.0	7.1	18.4	19,027,378	472,123	3,440,073
池田町	6,996	0.222	3,912,010	7,241,399	6,964,760	256,684	82.5	24.2	3.1	16.4	8,548,706	669,189	2,352,214
豊頃町	3,240	0.190	3,099,405	5,265,708	5,172,463	86,546	79.9	29.5	2.1	15.3	4,857,825	186,937	4,787,924
本別町	7,406	0.253	4,172,731	7,197,523	7,083,629	101,133	82.1	27.0	3.0	12.8	6,620,588	694,412	3,508,132
足寄町	7,139	0.185	5,369,807	9,262,286	8,929,661	212,037	83.3	22.7	2.3	19.0	11,093,440	525,342	6,594,378
陸別町	2,500	0.138	2,734,539	4,907,787	4,782,498	54,915	70.1	21.0	1.8	19.2	4,547,535	56,865	5,462,001
浦幌町	4,997	0.168	3,980,468	6,848,994	6,564,637	207,567	82.7	25.0	3.6	14.9	7,839,412	430,932	4,152,641
町村計	176,624	0.285	87,899,972	164,913,618	159,811,082	3,943,415	82.6	21.5	4.2	16.3	160,149,542	13,222,917	80,668,267
管内合計	344,720	0.369	128,574,987	247,194,469	241,709,585	4,310,503	85.6	22.4	7.8	17.4	253,438,541	42,558,016	85,266,864
全道合計	5,370,732	0.451	1,651,612,836	3,185,840,509	3,129,790,794	45,440,374	90.3	21.1	11.1	18.5	3,454,843,857	392,747,181	698,092,994
（札幌市除く）	3,423,238	0.363	1,201,466,383	2,264,814,429	2,218,460,183	39,351,796	88.7	22.0	8.5	19.0	2,439,367,018	264,337,619	642,086,390

※財政力指数、経常収支比率は加重平均となっている。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率の状況

区 分	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率	
	28年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	28年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	28年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	28年度	早期健全化 基準
の普通会計決算の	—	11.44	20.0	—	16.44	30.0	8.5	25.0	35.0	112.0	350.0
音更町	—	13.09		—	18.09		10.0			56.4	
士幌町	—	15.00		—	20.00		3.7			—	
上士幌町	—	15.00		—	20.00		5.0			—	
鹿追町	—	15.00		—	20.00		8.0			—	
新得町	—	15.00		—	20.00		6.3			—	
清水町	—	15.00		—	20.00		6.9			25.6	
芽室町	—	13.97		—	18.97		4.8			—	
中札内村	—	15.00		—	20.00		4.9			—	
更別村	—	15.00		—	20.00		7.2			—	
大樹町	—	15.00		—	20.00		9.5			22.9	
広尾町	—	15.00		—	20.00		7.9			93.4	
幕別町	—	13.43		—	18.43		12.7			115.0	
池田町	—	15.00		—	20.00		9.5			98.7	
豊頃町	—	15.00		—	20.00		8.9			—	
本別町	—	15.00		—	20.00		8.7			20.1	
足寄町	—	14.77		—	19.77		8.6			—	
陸別町	—	15.00		—	20.00		6.8			—	
浦幌町	—	15.00		—	20.00		9.7			—	
町村平均										8.2	
管内平均						8.3	33.8				
全道平均（除く札幌市）						9.3	48.8				
全道平均						7.7	51.6				

【留意事項】

①各平均は加重平均となっている。

②連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置あり
[20年度決算:40%]→[21年度決算:40%]→[22年度決算:35%]

用語解説

1 会計の区分

○一般会計

一般会計とは、福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり主な収入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等があります。

○普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計です。

個々の市町村ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。

○特別会計

特別会計とは、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競馬・競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分されます。

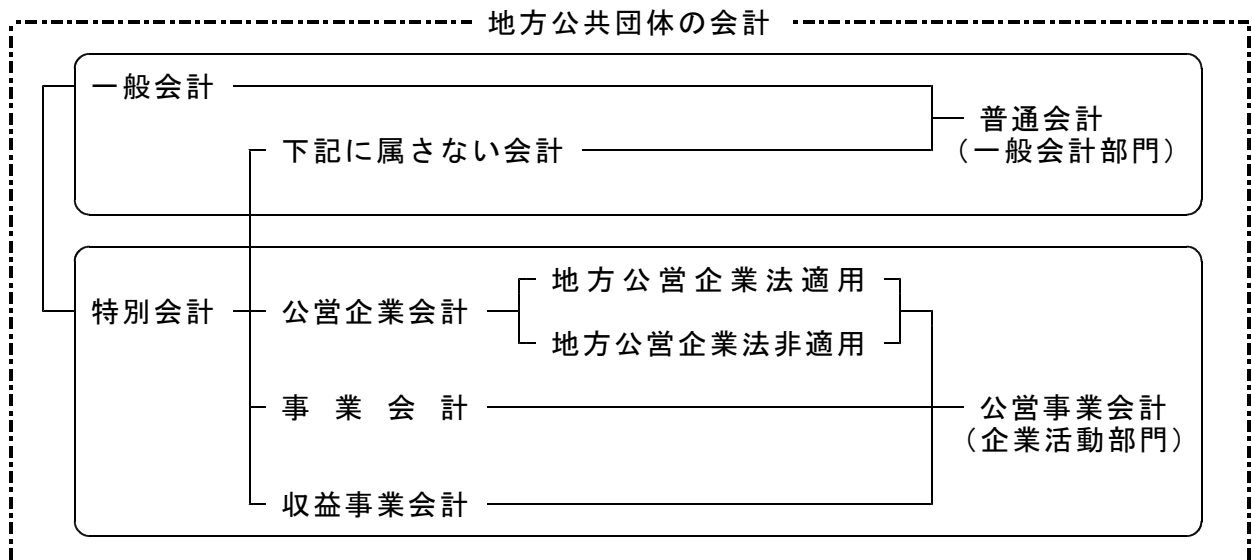
○公営事業会計

公営事業会計とは、法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、次のように分類されます。

- ① 地方財政法施行令第46条に掲げる事業（水道、病院、交通、下水道事業など）や駐車場整備、介護サービス事業などに係る公営企業会計
- ② 収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計

○公営企業会計

公営企業会計には、水道事業や病院事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、民間企業と類似した経理を行っているものがあります。



2 普通会計

○形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額－歳出総額

○実質収支

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（純剰余または純損失）

○一般財源

用途の指定されていない財源のことですが、考え方により範囲に広狭があります。ここでは、次の2種類のものを**一般財源**としています。

- ①市町村税（目的税、交付金を含む。）、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
- ②上記①に掲げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、財産収入、諸収入及び地方債などのうち用途の特定されないもの。

○経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの。

○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費＋扶助費＋公債費

○投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費

○経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

○財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。
財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額／基準財政需要額

○基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額をいいます。

単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数) (各行政項目ごとに算定)

○基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

(市町村) 標準的な地方税収入 × 100分の75 + 地方譲与税等

○標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

なお、平成16年度以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられています。

(基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75
+ 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

3 健全化判断比率

○実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、11.25%～15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じ、16.25%～20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の3か年の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E：標準財政規模

○将来負担比率

将来負担比率とは、地方債の残高ほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

$$\frac{A - (B+C+D)}{E - F} \times 100$$

- A：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）
- B：Aに充てることのできる基金
- C：Aに充てることのできる特定財源
- D：地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額
- E：標準財政規模
- F：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額